

平成 30 年度に係る監事監査報告

令和元年 6 月

独立行政法人水資源機構 監事

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の平成30事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、監査の具体的な内容は、別冊「平成30年度に係る監事監査報告（監査の実施結果）」のとおりである。

I 監査の方法及びその内容

監事^{*}は、独立行政法人水資源機構監事監査要綱に基づき、監査計画において監査重点項目を設定し、以下のとおり機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書の監査を実施した。

- ① 理事長をはじめとする役職員、監査室及び業績評価部門（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。
- ② 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ③ 本社及びその他の事務所において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。
- ④ 役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

^{*}平成30事業年度における監査は、平成30年4月から平成30年8月までは平成25年10月に任命された監事と平成27年10月に任命された監事の2名が実施し、平成30年9月から平成31年3月までは平成30年9月に再任された監事及び平成30年9月に新任された監事の2名が実施した。また、新任監事は、平成30年9月1日に監事に就任した後、就任前の期間における監査の情報を再任監事及び監査補助者から説明を受けた。

- ⑤ 当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ⑥ 会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

- 3 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の仕事の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

平成30事業年度の財務諸表等は、適正であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況についての意見

随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

2 保有資産の見直しについての意見

職員宿舎の見直しに関する実施計画において処分することとなっていた宿舎等資産の処分については、着実に行われていた。

なお、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もある一方で、地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから、協議が長期化するものも生じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行っていくことが重要である。

3 給与水準の状況についての意見

給与水準について、適正化の取組が着実に行われている。

4 法人の長の報酬水準の妥当性についての意見

理事長の報酬水準の設定の考え方については、妥当であると認める。

令和元年6月25日

独立行政法人水資源機構

監事 山梨 恵子



監事 山田 廣



別冊

平成 30 年度に係る監事監査報告
(監査の実施結果)

令和元年 6 月

独立行政法人水資源機構監事

目 次

I	目的	1
II	実施内容	1
1	監査計画	1
(1)	監査方針	1
(2)	実施方法	1
2	業務監査	2
(1)	定期監査	2
(2)	テーマ監査	2
(3)	臨時監査	2
(4)	理事長との意見交換及び理事との面談	2
(5)	その他	2
3	会計監査	3
III	監査の結果	3
1	業務監査	3
(1)	監査重点項目	3
1)	中期計画の取組状況	3
2)	内部統制の取組状況	5
3)	入札契約の適正化の取組状況	8
4)	保有資産の見直し・資産の管理状況	9
5)	技術力の維持・向上の取組状況	10
6)	地域への貢献の取組状況	10
7)	積立金の活用状況	10
8)	給与水準の状況	11
9)	既監査での是正・改善事項等のフォローアップ	11
(2)	テーマ監査	11
(3)	事務処理に係る検討等が必要と認められる事項	12
1)	入札契約手続の適正な実施	12
2)	設計・積算・監督の適正な実施	13
3)	事務手続の適正な実施	13
(4)	推奨事項	13
(5)	その他	13
2	会計監査	14
別紙	監査実施事務所	15

I 目的

監事監査は、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性及び透明性の観点から独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の業務を監査し、必要な提言等を行うことにより、業務の適正な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的としている。

II 実施内容

1 監査計画

独立行政法人水資源機構監事監査要綱（平成 27 年 3 月 27 日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、監査項目、監査実施日等について「平成 30 年度監事監査計画」を作成し、監査を実施した。

なお、監査計画の概要は次のとおりである。

(1) 監査方針

平成 30 年度の監査については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び通則法を踏まえ、第 4 期中期計画に掲げる目標の達成に向けて機構の業務が適正に執行されているかを監査するとともに、次に掲げる監査重点項目に関して必要な提言等を行うこととする。

〔監査重点項目〕

- ①中期計画の取組状況
- ②内部統制の取組状況
- ③入札契約の適正化の取組状況
- ④保有資産の見直し・資産の管理状況
- ⑤技術力の維持・向上
- ⑥地域への貢献
- ⑦積立金の活用状況
- ⑧既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

(2) 実施方法

監査については、定期監査のほか、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

○定期監査

監査対象事務所において、資料の提出及び説明を求めて実施する。

なお、定期監査の一部については、重要性、監査対象事務所の事業の状況等を勘案し、テーマを絞った監査として実施する。

○臨時監査

監査対象事務所及び監査日程は、必要に応じて定める。

2 業務監査

(1) 定期監査

定期監査に係る監査対象事務所として、本社、支社等計 28 箇所を選定し、監査を実施した。（別紙参照）

監査の実施に当たっては、その職務を効率的に遂行するため、監査室の職員に加えて、用地事務に精通した職員 3 名を監査補助者として指名した。

また、中期計画及び年度計画に記載された機構のミッションの実施状況及び潜在的なリスクの把握に資するため、本社部室長、事務所の所長及び管理職、新規採用職員等との面談を実施した。

(2) テーマ監査

内部統制、資産管理、事業の状況等について、以下の事務所等で実施した。

本社、思川開発建設所、川上ダム建設所、木曾川水系連絡導水路建設所、丹生事務所、沼田総合管理所、琵琶湖開発総合管理所、池田総合管理所、阿木川ダム管理所、香川用水管理所の計 10 箇所

(3) 臨時監査

木津川ダム総合管理所において、法人文書の紛失事案が発生したことから、当該事務所において臨時監査を実施した。

実施日	平成 30 年 7 月 31 日
-----	------------------

(4) 理事長との意見交換及び理事との面談

① 理事長との意見交換

監事監査において把握された事項等について、四半期ごとに正副理事長と意見交換を行った。

実施日	平成 30 年 8 月 31 日、12 月 3 日 平成 31 年 1 月 24 日、3 月 19 日
-----	--

② 理事との面談

6 月期と 11 月期の本社監査に合わせて、理事との面談を実施した。

実施日	平成 30 年 6 月 8 日、6 月 12 日、11 月 16 日
-----	------------------------------------

(5) その他

要綱の規定に基づき、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めることにより、業務を監査した。また、本社及びその他の事務所から業務の実施状況を必要に応じて聴取し、文書及び資料の提出又は閲覧を求めることにより、業務を監査した。

3 会計監査

会計監査人の監査計画について説明を受けるとともに、会計監査の実施状況及び会計監査人の職務遂行状況について説明及び報告を求めるなど、緊密な連携を図った。また、当期の決算に係る検討事項について意見交換を行った。

通則法第39条第1項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書については、財務部から必要な説明を受けるとともに、会計監査人から会計監査報告を受け、これらについて検討を行った。

[会計監査人との連携表]

内 容	実 施 日
監査計画打合せ	平成30年11月6日
監査中間打合せ(30年度監事監査の概要)	平成31年1月11日
期中監査結果報告(会計監査人による往査結果)	平成31年4月9日
決算監査打合せ(監査結果概要報告)	令和元年5月31日
決算監査結果報告	令和元年6月13日

Ⅲ 監査の結果

1 業務監査

(1) 監査重点項目

1) 中期計画の取組状況

① 中期計画の進捗管理

中期計画及び年度計画の進捗状況については、年2回役員会に報告されていることを確認した。

監査実施事務所においては、中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿って取組が実施されていることを確認した。

② 洪水への対応

平成30年7月豪雨において、岩屋ダムでは、ダム計画の最大2日雨量310mmを超える346mmの降雨となり、ダムへの最大流入量についても既往2番目となる1,339.86 m³/sを記録し、ダムの洪水流量(300 m³/s)を超えるピークが3回発生するという異例の三山洪水となったが、下流河川や降雨の状況等を勘案した的確な洪水調節を行い、洪水被害を軽減していた。

平成30年度においては、特定施設全23ダム中22ダムで延べ53回の的確な洪水調節を実施しており、特に、平成30年7月豪雨では上記の岩屋ダムを含む3ダムにおいて、下流沿川の浸水被害を防止するため、下流河川の状況や降雨予測等を踏まえた異常洪水時防災操作を行っていた。

③ 渇水への対応

平成 30 年度の渇水対策では、7 水系のうち 4 水系(利根川(渡良瀬川)、木曾川、吉野川、筑後川)で取水制限等が行われた。各水系の取水制限等に合わせ、本社、中部支社、関西・吉野川支社(吉野川本部)及び各事務所に渇水対策本部が設置され、適時適切な水源情報の発信、関係機関への周知、節水の啓発等が行われていた。

また、降雨状況に合わせたダムからの補給量の調整や関係利水者との緊密な連携によるきめ細かい配水操作を行うなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めていた。

④ 災害等支援活動

平成 30 年 7 月豪雨においては、機構初のプッシュ型支援が行われ、浄水施設が被災した広島県三原市に職員を派遣し、可搬式浄水装置 2 基による給水支援を実施していた。

また、平成 30 年冬渇水に見舞われた福岡県新宮町に対して、職員の派遣及び可搬式浄水装置による給水支援が行われ、同町の渇水対策に貢献していた。

⑤ 計画的で的確な施設整備

ダム等事業の思川開発、川上ダム建設、小石原川ダム建設等及び用水路等事業の利根導水路大規模地震対策、房総導水路施設緊急改築、豊川用水二期、木曾川右岸緊急改築等について事業の進捗が図られ、群馬用水緊急改築については、計画どおり事業を完了したことを確認した。

前年度に事業認可を受けた早明浦ダム再生については事業に着手していたほか、愛知用水の三好池及び三好支線水路並びに福岡導水施設の耐震対策等について事業認可を受け、事業に着手していた。また、成田用水について、老朽化施設の緊急改築等として新規事業化に取り組んでいた。

⑥ ICT の活用

各事務所の工事発注においては、工事書類を電子化する ASP(Application Service Provider) の取組が拡大されたほか、川上ダム建設工事においては、骨材運搬車両のリアルタイムな位置・速度等の車両情報を一元管理する運行管理システムが導入されていた。

また、利根導水総合事業所においては画像認識技術を活用した排水機場のリアルタイムな運転監視、千葉用水総合管理所においては情報通信技術を活用した揚水機場設備の状態監視装置が導入され、業務の省力化等が進められていた。

【監事意見】

機構の業務は、法令等に従い適正に実施されている。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2) 内部統制の取組状況

①「内部統制の基本方針」の浸透・定着

内部統制の基本方針について、機構内LANの掲示板への掲載、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート、メールマガジン「メルマガ1分豆知識」等の機会を通じて、浸透・定着に努めていた。

②役員と事務所との意見交換

全支社局における理事長と支社局長及び事務所長との意見交換、20事務所における役員と事務所職員との意見交換が実施され、機構の経営理念、経営方針等について直接説明が行われるとともに、役員と職員とのコミュニケーションが図られていた。また、意見交換の内容について役員間で情報共有が図られていた。

③理事長と監事との連携

理事長、副理事長との意見交換の機会を通じて、監事監査で把握した各事業所の課題等について情報共有を行った。

④リスク管理の取組状況

a) リスク管理委員会

台風の接近等、リスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会が13回開催されていた。

また、機構の全事務所においてPDCAサイクルを活用したリスク管理手法が本格運用され、潜在リスクを含むリスク管理対応の継続的な向上が図られていた。

b) 危機管理能力の向上

梅雨や台風等の降雨による出水に備え、機構が管理する全ダムの管理所と河川管理者である国等とが連携した洪水対応演習が実施されていた。

また、災害発生直後に迅速な初動対応を図ることなどを目的として、9月3日の全社一斉地震防災訓練や各事務所で独自のテーマを設定した危機管理訓練を実施することにより、職員の危機管理能力の向上が図られていた。

⑤アセットマネジメントシステム

業務水準の更なる向上を目指して、本社及び総合技術センターの関係部署、沼田総合管理所並びに利根導水総合事業所において、平成28年8月にISO55001の認証を取得し、内部統制の強化に取り組んでいた。平成30年度においても、ISO55001に沿った業務運営として、AMS内部監査や役員によるマネジメントレビュー等のチェックが行われ、7月には認証機関の審査を受審し、認証継続の承認を受けていた。

⑥コンプライアンスの取組状況

a) アンケートの実施

コンプライアンスに対する意識や理解度を組織的に把握するため、コンプライアンス推進月間（11月）にコンプライアンスアンケートが実施された。また、コンプライアンス標語の募集・選定が行われ、事務所内でのポスター掲示やパソコンの出勤・退勤画面への表示等、啓発に活用されていた。

b) 講習会・研修の実施

コンプライアンス推進月間には、顧問弁護士事務所による全職員を対象とした「コンプライアンス」及び「ハラスメント」の研修が開催され、全事務所へのWEB会議システムでの配信及び全事務所への録画DVD配付の取組が行われていた。また、全事務所で談合防止、業務に関連する法令の遵守等に係る講習会が開催され、階層別の内部研修においてはコンプライアンスに関する講義が行われていた。

c) 倫理委員会

平成29年度のコンプライアンス推進の取組状況や平成30年度の取組方針（案）、平成30年度コンプライアンス推進月間の取組内容などについて審議・報告のため、2回開催されていた。（平成30年6月20日、11月28日）

d) 情報の発信

メールマガジン「メルマガ1分豆知識」を毎週配信するとともに、機構内LANの掲示板に、倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、他機関の有用な取組や不適切案件に関する資料等の掲示が行われていた。

e) 法人文書管理

木津川ダム総合管理所において、平成30年4月に4件の法人文書が所在不明となり、その旨が主務省、内閣府及び総務省に報告され、ホームページ上に公表された。その後、7月に3件の法人文書の所在不明が追加され、4月と同様報告及び公表が行われた。

こうした紛失事案を受け、当該管理所では、保管場所の施錠、監視カメラの設置等の対策が図られた。また、法人文書の適切な管理に関する全社的な周知徹底として、4月及び7月に総括文書管理者から各事務所長等に対して文書による注意喚起が行われ、緊急全国所長会議等も開催されていた。さらに、7月に文書管理体制の強化を図る規程改正が行われていたほか、10月に「法人文書ファイル保存指針」が新たに策定され、同指針に基づく法人文書管理状況の点検並びに同点検を踏まえた役員等幹部職員による直接的な事

務所等の状況確認及び指導、全職員を対象とした法人文書管理研修の実施など、再発防止に向けた全社的な各種取組が行われていた。

なお、木津川ダム総合管理所に対しては、事案発生経緯、再発防止の対応状況を確認するため、7月に臨時監査を実施した。

f)平成 23 年度臨時監査のフォローアップ（水利使用）

水利使用規則の内容と一部異なる取水等が行われていた三重用水については、是正協議書の提出について河川管理者の内諾を得て、提出の準備を行うなど、是正に向けた取組が進められていた。

g)談合防止対策の取組

機構内LANに設置した掲示板、研修での講義、各会議等を活用して入札契約情報の厳格な管理の徹底や談合防止対策等を周知するなど、入札談合防止対策が行われていた。

⑦情報セキュリティ対策

情報セキュリティ強化の取組として、情報セキュリティ機器の運用管理、事務従事者への訓練、教育及び自己点検、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）との情報共有等が実施されていた。また、情報セキュリティ監査計画書に基づき、本社、支社局及び各事務所に対する情報セキュリティ監査が行われていた。

なお、平成 31 年 3 月に発生した有資格業者あてメール誤送信事案に当たっては、その対応として直ちに理事及び最高情報セキュリティ責任者連名で注意喚起が行われるなど、再発防止の徹底を図っていた。

⑧情報の共有

本社や各事務所からの情報については、定期的な支社局長等会議、支社局の管内所長会議、各事務所の管理職会議等の開催により情報の共有化を図っていた。

また、各種会議においてWEB会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図っていた。

⑨業務改善

効率的な業務運営の必要性から、技師長以下 5 名の管理職で構成される「業務改善PT」を新たに設置し、既存業務の見直し等を行っていた。

また、業務運営における効率化やコスト削減、職場環境の改善に向けた活動に取り組む組織を表彰する「業務改善コンテスト」について、より実務的で機動的なものに改善を図っていた。

なお、内規や業務手順の緩和又は見直しについて、段階的に一部の事務所から全事務所に展開する業務改善特区が実施され、平成 30 年度は 3 件の内規が見直された。

【監事意見】

業務方法書に規定した内部統制システムに関する取組が着実に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

なお、法人文書の紛失及び情報セキュリティインシデントの事案発生に当たっては、共に速やかな対応が行われており、内部統制の機能は発揮されていると考えるが、事の重要性に鑑み、再発防止に向け、今後とも職員への啓発及び管理体制の向上に取り組んでいくことが重要である。また、三重用水の水利使用協議については、機構として必要な対応が実施されているが、早急に解決すべく、引き続き関係機関と調整を進めていく必要がある。

3) 入札契約の適正化の取組状況

①一般競争入札の状況

一般競争入札方式を基本とした発注が推進されている。一般競争入札による発注件数は、発注全体件数の73.4%（平成29年度は73.6%）であった。

②一者応札の状況

「一者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長やメールマガジンの配信による「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件の緩和」、「準備期間の確保のための早期発注」等の取組が行われた。平成30年度の一般競争入札における一者応札件数の割合は、39.3%（平成29年度は34.6%）であった。

③随意契約の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づき策定した「平成30年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」により厳格な適用が図られているとともに、所管部室による審査、契約監視委員会（年4回）による審議が行われていた。

④入札・契約手続状況の確認

監査を実施した事務所のうち18事務所において、入札・契約手続の状況について確認を行った。

【監事意見】

随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

4) 保有資産の見直し・資産の管理状況

①資産管理等整理推進委員会の開催

平成30年7月27日に開催された委員会では、廃止対象となっている職員宿舎等の処分の報告及び計画について審議が行われていた。

②宿舎等資産処分の状況

「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）において廃止対象となっている宿舎等2件、及び不断の見直しにより不要と判断した宿舎等2件が処分されていた。

これにより、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」において処分することとした保有宿舎（廃止延期が必要な宿舎を除く。）42件の処分が終了した。

③会計検査院からの改善処置要求（平成24年10月26日付け）への対応

a) 水資源開発施設等の必要性の不断の見直し

資産の保有の必要性や不要と認められる保有資産の処分方針等について引き続き検討が行われるとともに、不要と判断した資産については、地方公共団体への売却等について検討及び協議が行われ、処分可能施設の処分手続が行われていた。

b) 兼用道路に係る管理費用の応分の負担

兼用道路に係る管理費用の応分の負担を求めるため、地方公共団体との協議及び協定の締結が行われていた。

④施設財産の保全・管理

a) 地上権の更新

水路関係施設において地上権の更新が必要となる土地が多数存在するが、房総導水路施設緊急改築事業及び三重用水施設に係る地上権についての更新（再設定）契約が進められていた。

b) 施設の巡視等

施設の巡視、点検等を定期的実施することにより、施設の保全管理が行われていた。

【監事意見】

職員宿舎の見直しに関する実施計画において処分することとなっていた宿舎等資産の処分については、着実に行われていた。

なお、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もある一方で、地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから、協議が長期化するものも生じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行うことが重要である。

5) 技術力の維持・向上の取組状況

管理・建設技術の高度化、耐震性の向上、施設の長寿命化、水質改善を課題テーマとする「水資源機構技術4ヶ年計画」（平成30年度から4ヶ年）について、総合技術センターを主体に本社関係部署と協働して6つの重点プロジェクトに取り組んでいた。

また、「技術情報提供システム」を活用し、これまで蓄積した技術情報や新技術等についてデータベース化することにより、職員の技術力の維持・向上及び普及・継承に取り組んでいた。

【監事意見】

技術力の維持・向上について、着実に取組が進められている。

今後とも、様々な機会を捉えて、技術力の維持・向上を図っていくことが重要である。

6) 地域への貢献の取組状況

全事務所において、上下流交流の実施や地域イベントへの協力、施設見学会等の実施など、様々な交流活動を通じて信頼関係の構築や情報共有に努めていた。

また、関係機関等と連携して水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参加し、流入水質の改善に向けた取組など、連携強化を図っていた。

【監事意見】

地域との連携強化が全社的に行われていた。今後も取組を継続することが重要であるが、一方で職員の過度な負担とならないような配慮も必要である。

7) 積立金の活用状況

本社監査及び各事務所の実地監査において、管理経費等負担軽減積立金が①気候変動や異常気象等による治水・利水への影響への対応、②大規模災害発生への対応、③水資源開発施設の老朽化への対応、④治水・利水に関する技術力の維持・向上に活用されていることを確認した。

【監事意見】

積立金の活用にあたっては、成果を有効に活用するための全社的な展開を意識し、適切に執行することが重要である。

8) 給与水準の状況

①給与水準の状況

本給の5%カットや地域手当の異動保障の凍結等、給与抑制措置の継続が行われたことにより、平成30年度のラスパイレス指数は103.6ポイントであった。

【監事意見】

給与水準について、適正化の取組が着実に行われている。

②法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に掲げられている職務の特性や参考となる他法人の事例等として、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員報酬額を参考として設定されている。

なお、役員については、本給の5.0%カット及び地域手当に係る異動保障の凍結が継続して実施された。

【監事意見】

理事長の報酬水準の設定の考え方については、妥当であると認める。

9) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

前回監査時に注意事項があった21事務所について、改善策の実施状況を監査した。その結果、環境保全の取組記録の保管など、各事務所とも改善措置が行われていることを確認した。

(2) テーマ監査

①内部統制

沼田総合管理所では、総合管理所と各ダム管理所（矢木沢ダム、奈良俣ダム）との連携により管理しており、冬期は矢木沢ダム職員についても奈良俣ダム管理所で勤務し、矢木沢ダムの管理業務を行っている。工事や業務に当たって、総合管理所と各ダム管理所との各種会議等で横断的調整が図られていた。

池田総合管理所では、総合管理所（池田ダム）と各ダム管理所（早明浦ダム・高知分水、新宮ダム、富郷ダム）、早明浦ダム再生事業推進室との連携により管理しており、池田ダムでは24時間交替勤務で低水管理を行っている。各種会議で総管内の情報共有を図るとともに、重要案件に関しては、周知の徹底及び対応策の検討が行われていた。また、平成30年7月の西日本豪雨の際には、

総合管理所の総合的な調整の下、管理所が一丸体制で困難な状況に対応していた。

②リスク対応

傾斜地に埋設されたPC管破損により発生した香川用水高瀬支線の漏水事故について、事故現場の状況及び事故対応の状況を確認した。

③資産管理

琵琶湖開発総合管理所に係る資産処分について、対象資産の状況を現地で確認するとともに、本社関係部署間の連携及び手続の進捗状況を確認した。

④事業の状況

丹生事務所については、ダム建設事業の中止に伴う地域整備事業を関係機関と協力して実施していた。併せて事業中止に伴う調整業務も行っていった。

木曾川水系連絡導水路事業については、事業検証中であり、事業検証に係る「検討の場（幹事会）」を開催していた。また、事業再評価手続が行われていた。

川上ダム建設事業については、堤体基礎掘削及び骨材搬入が開始され、コンクリート製造設備の整備に着手していた。

思川開発事業については、ダム本体工事に着手するための整備工事等を実施中であり、付替県道及び付替林道の工事を行っていた。

⑤地域連携

阿木川ダム管理所では、水源地域ビジョンの活動を中心に、地域と連携して地域活性化に向けて数多くのイベントに取り組んでいた。特に、水質浄化対策の一つとして、貯水池において空心菜の水耕栽培を地元農業高校、恵那市、地域の方々と一体となり行っている取組は、環境・先進的地域連携の取組として評価され、地元農業高校が第5回グッドライフアワード環境大臣賞優秀賞等を受賞していた。

【監事意見】

機構として求められている様々な事業や取組の進捗が着実に図られていた。今後とも、内部統制を意識した業務運営を適切に行いつつ、地域の信頼を得られる組織となるよう、引き続き各種取組を進めていく必要がある。

(3) 事務処理に係る検討等が必要と認められる事項

事務処理に係る検討や改善・留意が必要と認められた事項は以下のとおりである。

1) 入札契約手続の適正な実施

- ① 単価合意方式の確認手続が実施されていないもの

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を

行うなど、再発防止に取り組んでいる。

2) 設計・積算・監督の適正な実施

- ① 工事の関係書類（一部の立会簿、段階確認簿）が十分整理されていないもの
- ② 産業廃棄物処分に関する関係書類が整理されていないもの
- ③ 工事の発注において、電力料金に加減算する燃料費調整額の未計上による過小積算

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

3) 事務手続の適正な実施

- ① 処分された寮の準備品関係について規程上の処分手続が行われていないもの
- ② 事務所等管理規程に基づく管理責任者の代理が選任されていないもの

[措置状況]

不備のあった事務所においては、所内への周知が行われ、再発防止に取り組んでいる。

【監事意見】

機構の業務の遂行に当たっては、規程等に基づき、適正に行う必要がある。

(4) 推奨事項

- ① クレストゲートの点検放流のイベントにおいて、鉄道事業者の企画と共同し、寄贈されたこいのぼりの利用など、集客について工夫がみられ、地域連携の有効な取組が行われていた。
- ② 施設管理の際に、タブレットを利用した設備の点検リスト等への現場での入力・整理やテレビ電話機能を活用により管理業務の効率化が図られていた。

(5) その他

【監事意見】

要綱に基づき、重要な文書を監査した結果、意思決定の内容が、法令等に違反する事実や不合理な事実は認められない。

2 会計監査

令和元年6月13日に会計監査人有限責任あずさ監査法人から当期の監査結果及び監査結果に対する意見等について説明を受けた。

【監事意見】

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

平成30事業年度に係る事業報告書及び財務諸表等は、適正であると認める。

以 上

別紙 監査実施事務所

	監 査 対 象 事 業 所	監 査 日 程	備 考
1	三重用水管理所	平成30年4月24日（火）～25日（水）	
2	琵琶湖開発総合管理所	平成30年5月16日（水）～17日（木）	テーマ:資産管理
3	丹生事務所	平成30年5月18日（金）	テーマ:事業の状況
4	総合技術センター	平成30年5月22日（火）	
—	本社	平成30年6月4日（月）～7日（木）	
5	沼田総合管理所	平成30年6月27日（水）～28日（木）	テーマ:内部統制
6	日吉ダム管理所	平成30年7月27日（金）	
7	木津川ダム総合管理所	平成30年7月31日（火）	臨時監査
8	木曾川用水総合管理所	平成30年8月8日（水）～9日（木）	
9	徳山ダム管理所	平成30年8月21日（火）～22日（水）	
10	中部支社	平成30年8月23日（木）	
11	香川用水管理所	平成30年9月19日（水）	テーマ:リスク対応
12	池田総合管理所	平成30年9月20日（木）～21日（金）	テーマ:内部統制
13	愛知用水総合管理所	平成30年10月2日（火）～4日（木）	
14	木曾川水系連絡導水路建設所	平成30年10月5日（金）	テーマ:事業の状況
15	筑後川局	平成30年10月15日（月）～16日（火）	
16	両筑平野用水管理所	平成30年10月17日（水）	
17	朝倉総合事業所	平成30年10月18日（木）～19日（金）	
18	味噌川ダム管理所	平成30年10月30日（火）～31日（水）	
19	阿木川ダム管理所	平成30年10月31日（水）～11月1日（木）	テーマ:地域連携
20	長良川河口堰管理所	平成30年11月1日（木）～2日（金）	
—	本社	平成30年11月12日（月）～15日（木）	
—	総合技術センター	平成30年11月20日（火）	
—	木津川ダム総合管理所	平成30年12月4日（火）～5日（水）	
21	川上ダム建設所	平成30年12月6日（木）	テーマ:事業の状況
22	千葉用水総合管理所	平成31年1月16日（水）～18日（金）	
23	豊川用水総合事業部	平成31年1月29日（火）～31日（木）	
24	群馬用水管理所	平成31年2月12日（火）～13日（水）	
25	荒川ダム総合管理所	平成31年2月13日（水）～14日（木）	
26	利根導水総合事業所	平成31年2月25日（月）～27日（水）	
27	思川開発建設所	平成31年3月5日（火）	テーマ:事業の状況
	本社及び27事務所（延べ31事務所）		